

令和3年第5回荒尾市議会（定例会）

議案資料

令和3年第5回荒尾市議会(定例会) 議案資料目次

議案番号	件名	ページ
議第67号	専決処分について（令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第7号））	1
議第68号	荒尾市国民健康保険条例の一部改正について	2
議第69号	荒尾市国民健康保険税条例の一部改正について	4
議第70号	荒尾市道路占用料徴収条例の一部改正について	17
議第71号	荒尾市立図書館条例の一部改正について	23
議第72号	指定管理者の指定について（荒尾市働く女性の家及び荒尾市中央公民館）	25
議第73号	指定管理者の指定について（荒尾市立図書館）	27
議第74号	字の区域の変更について	29
議第75号	令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第8号）	37
議第76号	令和3年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	43
議第77号	令和3年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第3号）	44
議第78号	令和3年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	45
議第80号	大牟田・荒尾清掃施設組合規約の変更について	46

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）資料

1 蔽入蔽出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
3 民 生 費	新型コロナウイルス感染症傷病 給付金事業費	1,400			1,400	□加入している医療保険で傷病手当金の 支給対象とならない新型コロナウイルス に感染した自営業者等に対する傷病給付 金の支給 ・新型コロナウイルス感染症傷病給付金 1,400	
	3款計	1,400			1,400		
4 衛 生 費	新型コロナウイルスワクチン接種 事業費	59,091	59,091			□新型コロナウイルスワクチン追加接種 (3回目接種) の実施による ・非常勤職員報酬 849 ・健康労働保険料 133 ・報償金 3,960 ・費用弁償 13 ・普通旅費 21 ・消耗品費 1,000 ・燃料費 19 ・電気料 332 ・水道料 18 ・印刷製本費 810 ・郵便料 2,444 ・電話料 676 ・手数料 695 ・新型コロナウイルスワクチン接種委託 料 35,574 ・医療廃棄物処理委託料 99 ・健康管理システム改修委託料 1,320 ・駐車場整理業務委託料 341 ・新型コロナウイルスワクチン接種委託 料(時間外・休日加算分) 7,551 ・接種券印刷業務委託料 250 ・集団接種従事看護師派遣委託料 1,162 ・借上料 1,324 ・備品購入費 500 (財源) ・国庫負担金 43,914 ・国庫補助金 15,177	
	新型コロナウイルスワクチン接種 事業費(人件費)	4,600	4,600			□新型コロナウイルスワクチン追加接種 (3回目接種) の実施による ・時間外手当 4,600 (財源) ・国庫補助金 4,600	
	4款計	63,691	63,691				
7 商 工 費	新型コロナウイルス対策事業費 (産業振興)	29,796	9,672		20,124	□飲食店向け無料出張PCR検査事業及 びA r a o P A Yを活用した「あらお D E ご飯」推進キャンペーンの実施 ・消耗品費 3 ・PCR検査委託料 19,346 ・PCR検査済バッジ制作委託料 93 ・「あらお D E ご飯」推進キャンペー ン補助金 10,354 (財源) ・県補助金 9,672	
	7款計	29,796	9,672		20,124		
	補 正 額	94,887	73,363		21,524	一般財源 ・財政調整基金繰入金 21,524	
	補正前の額	24,953,808	6,858,078	841,600	1,503,832	15,750,298	
	合 計	25,048,695	6,931,441	841,600	1,503,832	15,771,822	

荒尾市国民健康保険条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

令和4年1月1日から、産科医療補償制度の掛金が引下げとなり、それに伴い出産育児一時金の当該制度の掛金相当加算額も引下げとなる。しかし、少子化対策としての重要性に鑑み、産科医療補償制度の対象となる出産の場合の出産育児一時金の支給額の総額について、現行の支給額の総額を維持することとなった。これらの事情による健康保険法施行令の改正に伴い、荒尾市国民健康保険条例で定める出産育児一時金の額について所要の改正を行うものである。

2 改正内容

産科医療補償制度の掛金が16,000円から12,000円に引き下げるにより、出産育児一時金の当該制度の掛金相当加算額も引下げとなる。産科医療補償制度の対象となる出産の場合の出産育児一時金の支給額の総額について、現行の420,000円を維持するため、出産育児一時金を404,000円から408,000円に改めるものである。

産科医療補償制度の対象となる出産の場合の出産育児一時金の支給額の総額

	現 行	改正後
出産育児一時金	404,000円	408,000円
産科医療補償制度の掛金 相当加算額	16,000円	12,000円
支給額の総額	420,000円	420,000円

※ 産科医療補償制度の掛金相当加算額は、健康保険法施行令第36条の規定を勘案して荒尾市国民健康保険条例施行規則で定めている。

3 施行期日

令和4年1月1日

荒尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(出産育児一時金) 現 行	(出産育児一時金) 改 正 後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるとときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるとときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

荒尾市国民健康保険税条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

地方税法等の改正により、国民健康保険税の未就学児の被保険者均等割額の減額に係る基準について改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について、納税義務者の属する世帯に未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）である被保険者がある場合、未就学児に係る被保険者均等割額（軽減世帯においては、軽減後の被保険者均等割額）に2分の1を乗じて得た額を減額する。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

（被保険者1人について 26,000円）

軽減割合	均等割額	未就学児1人について減額する額 (均等割額×1/2)
7割軽減世帯	7,800円	3,900円
5割軽減世帯	13,000円	6,500円
2割軽減世帯	20,800円	10,400円
軽減なし世帯	26,000円	13,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

（被保険者1人について 7,500円）

軽減割合	均等割額	未就学児1人について減額する額 (均等割額×1/2)
7割軽減世帯	2,250円	1,125円
5割軽減世帯	3,750円	1,875円
2割軽減世帯	6,000円	3,000円
軽減なし世帯	7,500円	3,750円

3 施行期日

公布の日（未就学児の軽減措置に関する改正規定は、令和4年4月1日）

4 適用区分

令和4年度以後の年度分の国民健康保険税から適用する。

荒尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
(国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 略	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 略
(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 略	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 略
(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所屬者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がない場合に限る。）をいう。次号、第5条の2の5及び第22条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第5条の2の5及び第22条において同じ。）以外の世帯 23,200円 (2)・(3) 略	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所屬者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がない場合に限る。）をいう。次号、第5条の2の5及び第22条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第5条の2の5及び第22条第1項において同じ。）以外の世帯 23,200円 (2)・(3) 略
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第5条の2 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.3を乗じて算定する。	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第5条の2 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.3を乗じて算定する。

現 行	改 正	後
(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第11条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第2条第1項の額（第22条の規定による減額が行われた場合には、 <u>同条の</u> 国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。	2～8 略	(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第11条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第2条第1項の額（第22条の規定による減額が行われた場合には、 <u>その減額後の</u> 国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。
(国民健康保険税の減額) 第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に對して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。	2～8 略	(国民健康保険税の減額) 第22条 次の各号のいすれかに掲げる国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

現 行	改 正 後
<p>(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合は、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<p>の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合は、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p>
<p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) ロ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (イ)～(ハ) 略 ハ～ヘ 略</p>	<p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) ロ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (イ)～(ハ) 略 ハ～ヘ 略</p>
<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、43万円に当該給与所得者等の数を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算しを超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>	<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算しを超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>

現 行	改 正 後
(イ)～(ハ) 略 ハ～～ 略	(イ)～(ハ) 略 ハ～～ 略
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）	(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）
イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,200円	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,200円
ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(イ)～(ハ) 略 ハ～～ 略	(イ)～(ハ) 略 ハ～～ 略
2 国民健康保険税の納税義務者に属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	2 国民健康保険税の納税義務者に属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額	(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

現 行	改 正	後
	<p>イ 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 3,900円 ロ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 6,500円 ハ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 10,400円 ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 13,000円</p> <p>(2) <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>イ 前項第1号ハに規定する金額を減額した世帯 1,125円 ロ 前項第2号ハに規定する金額を減額した世帯 1,875円 ハ 前項第3号ハに規定する金額を減額した世帯 3,000円 ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 3,750円</p>	(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) <p>第22条の2 国民健康保険税の納稅義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第22条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号においては、当該給与所得に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれて計算した金額の100分の30に相当するものとする。次号及び第3号において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額及び」</p>
		(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) <p>第22条の2 国民健康保険税の納稅義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第22条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号においては、当該給与所得に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれて計算した金額の100分の30に相当するものとする。次号及び第3号において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額及び」</p>

附 則	現 行	改 正	後
附 則	附 則	附 則	附 則
1・2 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	1・2 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	1・2 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	1・2 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)
3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得について同条第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における <u>第22条第1項</u> の規定の適用については、同条中「法 <u>第703条の5</u> に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法 <u>第703条の5</u> に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。	3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得について同条第4項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における <u>第22条第1項</u> の規定の適用については、同条中「法 <u>第703条の5</u> に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法 <u>第703条の5</u> に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。	3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得について同条第4項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における <u>第22条第1項</u> の規定の適用については、同条中「法 <u>第703条の5</u> に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法 <u>第703条の5</u> に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。	3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得について同条第4項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における <u>第22条第1項</u> の規定の適用については、同条中「法 <u>第703条の5</u> に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法 <u>第703条の5</u> に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

現 行	改 正 後
(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)
5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険者の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び <u>第22条第1項</u> の規定について、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条第2項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条第2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険者の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び <u>第22条第1項</u> の規定について、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第35条第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
6 略	(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険者の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び <u>第22条第1項</u> の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2	7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険者の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び <u>第22条第1項</u> の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同

現 行	改 正 後
「項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る国民健康保険税の課税の特例)	8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条第1項の規定の適用については、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る国民健康保険税の課税の特例)
9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条第1項の規定の適用については、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又	9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条第1項の規定の適用については、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又

現 行	改 正 後
得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、 <u>第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</u>	は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、 <u>第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</u>
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び <u>第22条の規定の適用</u> については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、 <u>第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</u>	10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び <u>第22条第1項の規定の適用</u> については、第3条第1項中「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、 <u>第22条第1項第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</u>
(特例適用利子等に係る国民健康保険税の特例)	(特例適用利子等に係る国民健康保険税の特例)
11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等による利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び <u>第22条第1項の規定における第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条第1項の規定について</u> は、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条	11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等による利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び <u>第22条第1項の規定における第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条第1項の規定について</u> は、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条

現 行	改 正 後
<p>とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第22条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）は「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林又は特例適用利子等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p>	<p>第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第22条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）は「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林又は特例適用利子等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p>

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に規定する特例適用配当等に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雜所得を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に規定する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第22条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）は「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林又は特例適用配当等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山

現 行	改 正 後
林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。	「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)
13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する第3条、第5条の2の2、第6条及び <u>第22条第1項</u> の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、 <u>第22条第1項</u> 中「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。	
	 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び <u>第22条第1項</u> の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額

現 行	改 正 後
から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当金額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当金額」と、 <u>第22条第1項</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当金額」とする。	合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当金額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当金額」と、 <u>第22条第1項</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当金額」とする。
15 略	15 略

附 則 (施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第11条第1項、第22条及び第22条の2の改正規定(「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。)並びに附則第3項から第5項まで及び第7項から第14項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
(適用区分)
- この条例(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の荒尾市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

荒尾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)		改 正 後	
現 行		占用料			
占用物件	単位	占用料	金額	占用料	金額
法第32条 第1種電柱	1本につき1年	700	690	1本につき1年	690
第2種電柱		1,100			1,100
第3種電柱		1,500			1,400
第1号に掲げる工作物		630			620
第1種電話柱		1,000			990
第2種電話柱		1,400			1,400
第3種電話柱		63			62
その他の柱類				共架電線その他上空に設けられた線類	長さ1メートルにつき1年
共架電線その他上空に設ける線類		6			6
地下に設ける電線その他の線類		4		地下に設ける電線その他の線類	4
路上に設ける変圧器	1個につき1年	610		路上に設ける変圧器	1個につき1年
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	380		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年
郵便差出箱及び信書便差出箱		530		郵便差出箱及び信書便差出箱	520
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800		表示面積1平方メートルにつき1年	2,200

	現	行	改	正	後
	その他もの	占用面積1平方メートルにつき1年	その他もの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200
法第32条 第1項 第2号に掲げる物件のもの	外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年 26 38 56 75 110 150 260 380 750	法第32条 第1項 第2号に掲げる物件のもの 外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年 26 37 55 74 110 150 260 370 740	1,200
法第32条 第1項 第5号に掲げる施設のもの	地下街及び地下室のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年 Aに0.005を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額 Aに0.01を乗	法第32条 第1項 第5号に掲げる施設のもの 地下街及び地下室のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年 Aに0.005を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額 Aに0.01を乗	1,200

現行		改正後	
もの	じて得た額	ものの	じて得た額
上空に設ける通路	880	上空に設ける通路	1,100
地下に設ける通路	530	地下に設ける通路	670
その他のもの	1,300	その他のもの	1,200
法第32条 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	18	法第32条 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	22
法第32条 第1項第6号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1日	占用面積1平方メートルにつき1日	占用面積1平方メートルにつき1日
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下を除く。「令」という。)標識	表示面積1平方メートルにつき1月	看板(昭和27年政令第479号。以下を除く。「令」という。)標識	表示面積1平方メートルにつき1月
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下を除く。「令」という。)標識	表示面積1平方メートルにつき1年	看板(昭和27年政令第479号。以下を除く。「令」という。)標識	表示面積1平方メートルにつき1年
その他のもの	1本につき1年	その他のもの	1本につき1年
1号に掲げる物件	祭礼、縁日その他の催しに際し、一日時的に設けるもの	旗ざお祭礼、縁日その他の催しに際し、一日時的に設けるもの	旗ざお祭礼、縁日その他の催しに際し、一日時的に設けるもの
その他のもの	1本につき1月	その他のもの	1本につき1月
幕(令第7条第4号に掲げる)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一方メートルにつき1日	幕(令第7条第4号に掲げる)	幕(令第7条第4号に掲げる)

現		行		改		正		後	
る工事用施設であるものを除く。)アーチ	その他のもの	その面積1平 方メートルにつき1月	180	る工事用施設であるものを除く。)アーチ	その他のもの	その面積1平 方メートルにつき1月	220		
令第7条第2号に掲げる工作物	車道を横断する ものの その他のもの	1基につき1 月	1,800	令第7条第2号に掲げる工作物	車道を横断する ものの その他のもの	1基につき1 月	2,200		
令第7条第3号に掲げる施設	方メートルにつき1年	占用面積1平 方メートルにつき1年	880	令第7条第3号に掲げる施設	方メートルにつき1年	占用面積1平 方メートルにつき1年	1,100		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	方メートルにつき1月	占用面積1平 方メートルにつき1月	1,300	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	方メートルにつき1年	占用面積1平 方メートルにつき1年	1,200		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	方メートルにつき1月	占用面積1平 方メートルにつき1月	130	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	方メートルにつき1年	占用面積1平 方メートルにつき1年	120		
令第7条トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるも	上空に設けるもの	占用面積1平 方メートルにつき1年	Aに0.017を 乗じて得た額	令第7条トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるも	上空に設けるもの	占用面積1平 方メートルにつき1年	Aに0.016を 乗じて得た額		
令第8号に掲げる施設	その他のもの	Aに0.024を 乗じて得た額	Aに0.034を 乗じて得た額	令第8号に掲げる施設	その他のもの	Aに0.023を 乗じて得た額	Aに0.033を 乗じて得た額		
令第7条建築物	建築物	Aに0.017を 乗じて得た額	Aに0.017を 乗じて得た額	令第7条建築物	建築物	Aに0.016を 乗じて得た額	Aに0.033を 乗じて得た額		
令第9号に掲げる施設	その他のもの	Aに0.012を 乗じて得た額	Aに0.012を 乗じて得た額	令第9号に掲げる施設	その他のもの	Aに0.012を 乗じて得た額	Aに0.023を 乗じて得た額		
令第7条建築物	建築物	Aに0.024を 乗じて得た額	Aに0.024を 乗じて得た額	令第7条建築物	建築物	Aに0.023を 乗じて得た額	Aに0.033を 乗じて得た額		

現 行		改 正		後	
第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	乗じて得た額	乗じて得た額
令第7条 第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるものの上空に設けるもの	令第7条 第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの上空に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	令第7条第12号に掲げる器具	令第7条 第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの上空に設けるもの	Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条 第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの上空に設けるもの	令第7条 第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの上空に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
備考 略	備考 略	備考 略	備考 略	備考 略	備考 略

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の道路の占用に係る占用料について適用し、同日前の道路の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

荒尾市立図書館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現	行	改	正	後
(名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 略 位置 荒尾市増永633番地 2 略	(名称及び位置) 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 略 位置 荒尾市緑ヶ丘一丁目1番地1あらおシティモール内 2 略	(休館日) 第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u> に規定する 休日	(休館日) 第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) <u>毎月末日(その日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たるときはその翌日)</u> 法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるとときはその翌日) (2) 第1日曜日 (3) 水曜日 (4) 特別整理期間(毎年10日間で館長が指定する日) (5) 12月29日から翌年1月3日まで 2 略	(休館日) 第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) <u>法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるとときはその翌日)</u> 削る。 削る。 (2) 特別整理期間(毎年7日間程度で館長が指定する日) (3) 12月29日から翌年1月3日まで 2 略
(開館時間) 第5条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。 (1) 午前9時から午後5時まで (2) 日曜日を除く日 午前9時30分から午後6時まで 2 略	(開館時間) 第5条 図書館の開館時間は、午前10時から午後8時までとする。 (1) <u>午前9時から午後5時まで</u> (2) <u>日曜日を除く日 午前9時30分から午後6時まで</u> 2 略	(開館時間) 第5条 図書館の開館時間は、午前10時から午後8時までとする。 (1) <u>午前9時から午後5時まで</u> (2) <u>日曜日を除く日 午前9時30分から午後6時まで</u> 2 略	(開館時間) 第5条 図書館の開館時間は、午前10時から午後8時までとする。 削る。 削る。	(開館時間) 第5条 図書館の開館時間は、午前10時から午後8時までとする。 削る。 削る。
(指定管理者の業務) 第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) 略 (5) 移動図書館の管理及び運営にすること。 (6) 略 (7) 略	(指定管理者の業務) 第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) 略 削る。 (5) 略 (6) 略 (7) 略	(指定管理者の業務) 第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) 略 削る。 (5) 略 (6) 略 (7) 略	(指定管理者の業務) 第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) 略 削る。 (5) 略 (6) 略 (7) 略	(指定管理者の業務) 第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) 略 削る。 (5) 略 (6) 略 (7) 略

附 則
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

「荒尾市働く女性の家」及び「荒尾市中央公民館」指定管理者の指定に係る資料
 (指定期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで)

1 選定団体の名称、代表者及び所在地

名 称 荒尾市働く女性の家及び中央公民館管理運営共同企業体
 代 表 者 株式会社あんしんC o . , L t d.
 代表取締役 與田 正昭
 所 在 地 荒尾市大島町四丁目5番42号

2 根拠条例

荒尾市働く女性の家条例（昭和58年条例第7号）
 荒尾市公民館条例（昭和48年条例第10号）

3 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定までの経過

公告（募集要項配布開始）	令和3年7月12日
質問受付期間	令和3年8月2日から同月6日まで
現地見学会	見学申込みに応じて随時実施
申請受付期間	令和3年8月30日から同年9月3日まで
選定委員会開催（候補者を選定）	令和3年10月11日

4 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定方法

項目	内 容
審査方法	申請団体ごとに、事前に提出された事業計画書等に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。
評価基準	以下の4項目に基づき評価を実施する（配点は施設ごとに設定）。 (1) 市民の平等な利用の確保 (2) 施設効用の最大限の発揮 (3) 施設管理の安定 (4) 施設管理経費の縮減
選定委員	外部委員（3人）、総務部長及び教育長 計5人
得 点	100点×5人=500点満点
最低基準	満点の6割（300点）

5 荒尾市指定管理候補者選定委員会での評価結果

施設名	評価の基準	荒尾市働く女性の家及び中央公民館管理運営共同企業体	A	B	C	D	E
荒尾市働く女性の家及び荒尾市中央公民館	(1) 平等利用（適・不適）	適	適	適	適	適	適
	(2) 効用発揮（275点）	211	213	177	166	168	146
	(3) 安定管理（150点）	111	108	104	99	66	82
	(4) 経費縮減（75点）	73.5	74.0	73.5	74.5	74.5	75.0
	提案価格（5年間）	164,098,000円	163,379,700円	164,750,000円	162,360,000円	162,150,000円	161,550,000円
	得点合計（500点）	395.5	395.0	354.5	339.5	308.5	303.0
	得点順位	1	2	3	4	5	6

6 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定理由

「荒尾市働く女性の家及び中央公民館管理運営共同企業体」については、事業計画全体のバランスの良さ、自主事業の件数等の意欲的に運営に取り組む姿勢を高く評価し、指定管理候補者として最もふさわしいと判断した。

7 指定管理候補者となる団体の組織及び事業内容

(1) 共同企業体の構成内容

代表企業 株式会社あんしんC o . , L t d .

構成企業 有限会社ノア企画

(2) 代表企業の組織及び事業内容

設立	平成8年6月5日
従業員数	400人
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・各種警備事業・公共施設の管理運営（指定管理者）・庁舎総合受付、電話交換、給食調理及び公用車運行管理等・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく一般労働者派遣事業・セキュリティ販売 <p>など</p>
指定管理者の受託実績	<ul style="list-style-type: none">・荒尾市地域産業交流支援館 小岱工芸館（荒尾市）・和水江田川カヌー・キャンプ場（和水町）・蛇ヶ谷公園（玉名市）・菊池渓谷ビジャーセンター（菊池市）

8 施設管理及び運営の提案要旨（事業計画書の要旨）

(1) 荒尾市働く女性の家

勤労女性及び勤労者家庭並びに男女共同参画の啓発を目的とする市民へ向け、日常を豊かにする生活、職業、健康、育児等に関する相談及び指導をはじめ、スポーツレクリエーション、文化教養等、健全な活動の場の提供を通して女性の地位向上及び福祉の増進を図る。

(2) 荒尾市中央公民館

日常生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業をもって住民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与する。

〔基本方針〕

- ① 「公設民営」の特徴をいかした運営
- ② 多様な知的・文化的要求に配慮する事業展開
- ③ 関係団体との連携強化による社会参画への「きっかけ」を提供
- ④ 予防保全による安心・安全で清潔な環境を提供

「荒尾市立図書館」指定管理者の指定に係る資料

(指定期間:令和4年4月1日から令和14年3月31日まで)

1 選定団体の名称、代表者及び所在地

名 称 株式会社紀伊國屋書店
 代 表 者 代表取締役 高井 昌史
 所 在 地 東京都新宿区新宿三丁目 17番7号

2 根拠条例

荒尾市立図書館条例（昭和48年条例第11号）

3 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定までの経過

募集要項配布	令和3年8月19日
申請受付期間	令和3年8月30日から同年9月3日まで
選定委員会開催（候補者を選定）	令和3年10月11日

4 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定方法

項目	内 容
審査方法	申請団体から事前に提出された事業計画書等に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。
評価基準	以下の4項目に基づき評価を実施する（配点は施設ごとに設定）。 (1) 市民の平等な利用の確保 (2) 施設効用の最大限の発揮 (3) 施設管理の安定 (4) 施設管理経費の縮減
選定委員	外部委員（3人）、総務部長及び教育長 計5人
得 点	100点×5人=500点満点
最低基準	満点の6割（300点）

※ 本施設の指定管理候補者の選定については、荒尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第2号）第5条の規定に基づき、公募によらない方法としている。

5 荒尾市指定管理候補者選定委員会での評価結果

施設名	評価の基準	株式会社紀伊國屋書店
荒尾市立図書館	(1) 平等利用（適・不適）	適
	(2) 効用発揮（325点）	268
	(3) 安定管理（175点）	146
	(4) 経費縮減	—
	提案価格（10年間）	998,500,000円
	得点合計（500点）	414
	得点順位	1

6 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定理由

「株式会社紀伊國屋書店」については、事業計画の完成度の高さ、会社の実績等から、今後の安定的な運営が期待できる点を高く評価し、指定管理候補者としてふさわしいと判断した。

7 指定管理候補者となる団体の組織及び事業内容

設立	昭和21年1月16日
従業員数	4,927人
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・和洋書籍雑誌・事務用品の販売・事務機器・高度管理医療機器の販売・出版・貸しホール・図書館管理運営請負 など
指定管理者の受託実績	<ul style="list-style-type: none">・宇都宮市立南図書館（宇都宮市）・福岡市東図書館（福岡市）・新宿区立四谷・大久保・西落合図書館（東京都新宿区）・文京区立本郷・千石・水道端図書館（東京都文京区）・中野区立図書館（東京都中野区） など

8 施設管理及び運営の提案要旨（事業計画書の要旨）

図書館の基本的な機能である資料の収集・保存・提供を行うことに加えて、荒尾市の魅力や歴史・文化を発信する（=つたえる）、人々が集い豊かな体験ができる（=つながる）、そして、未来を創造することができる（=つづく）場所として、多くの方に利用していただける運営を通じて、荒尾市の活性化に貢献する。

〔基本方針〕

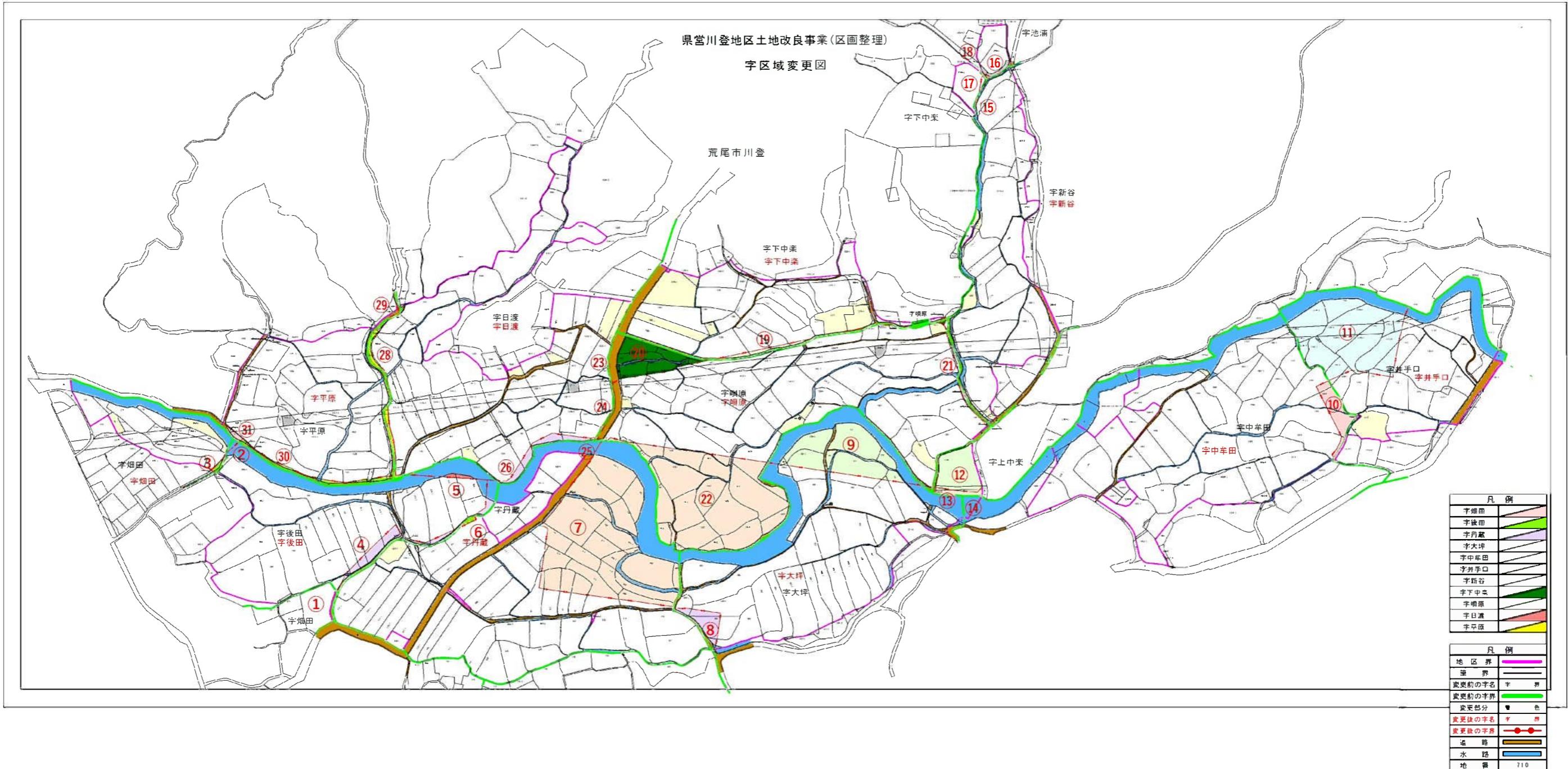
- ① 公共図書館として、あらゆる市民に対して多様な読書機会を提供すること。
- ② 滞在型・多機能図書館として、施設の力を十分に發揮し、多くの市民に快適に利用いただくこと。
- ③ 地域の学校、団体、企業等と積極的に関係を築き、共に図書館を育てていく輪を広げること。
- ④ 安全で居心地がよく、楽しく学べる学習支援ツールをそろえた子どもたちの「サードプレイス」となること。
- ⑤ 新しいデジタルサービスを積極的に採り入れること。

字区域変更調書

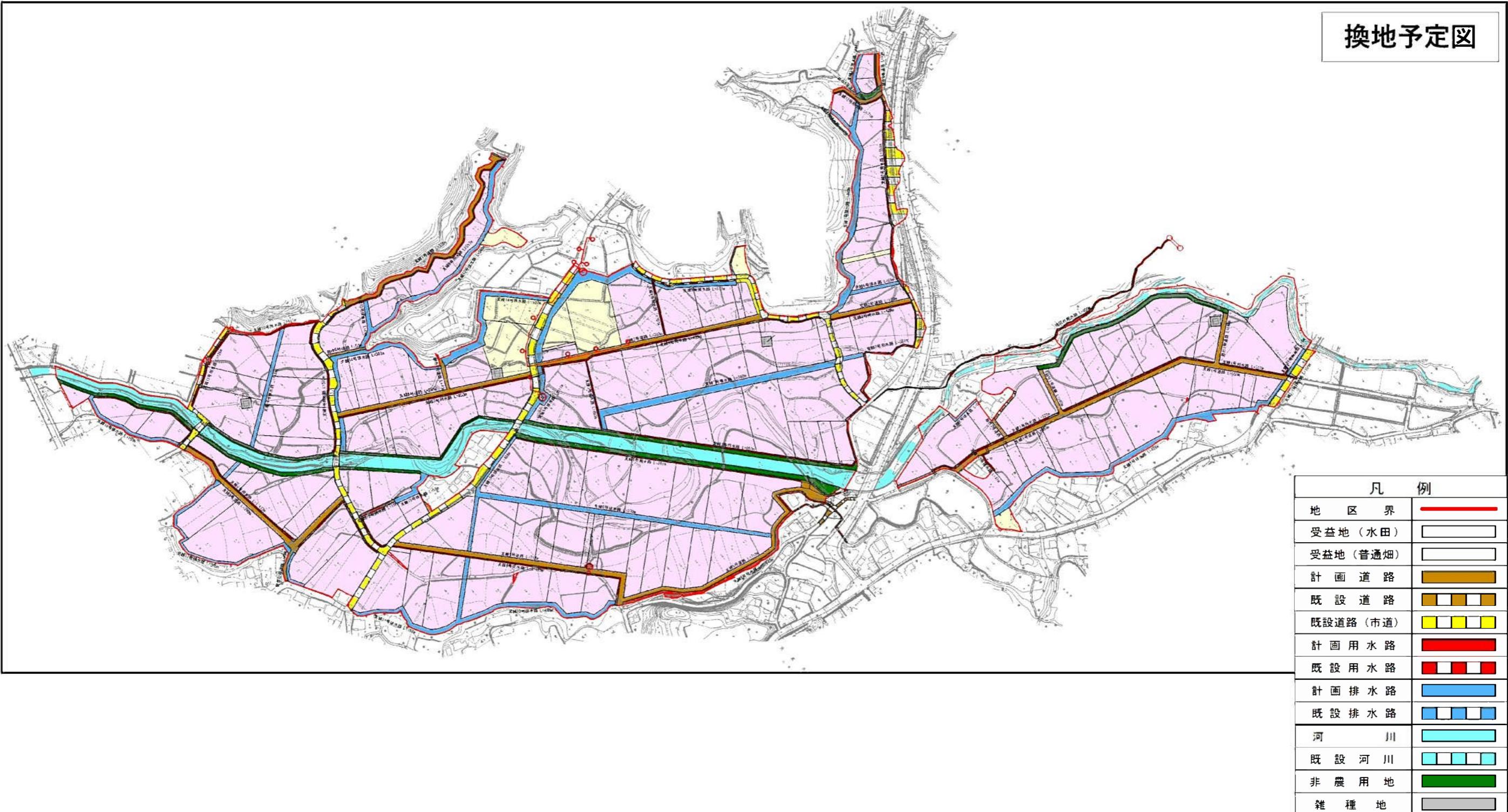
番号	変更前 の大字	変更前 の字	区 域	変更後 の大字	変更後 の字
①	川登	畠田	526に隣接する道路である公有地の全部	川登	丹蔵
②	川登	後田	字畠田580の2、582の1に隣接する道路、水路である公有地の一部	川登	畠田
③	川登	畠田	582の2の一部及びこれに隣接する道路である公有地の一部	川登	後田
④	川登	後田	600の一部、608の一部、609から611までの各一部、612の1の一部、612の3、615の1の一部、616の1の一部、616の2の一部、617の一部、619の一部及びこれら区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字丹蔵630に隣接する道路である公有地の一部	川登	丹蔵
⑤	川登	後田	617の一部、618の一部及びこれに隣接する水路である公有地の全部並びに字日渡1542に隣接する水路である公有地の全部、字日渡1532の地先の水路である公有地の全部	川登	日渡
⑥	川登	丹蔵	624の一部、627の2の一部	川登	後田
⑦	川登	丹蔵	648から651までの各一部、656の3の一部、657の一部、659の1、660、661の1、661の3、663の1、664、665、668、669の1、669の2、670から672まで、673の一部、674の一部、680の一部、681から683まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	川登	大坪
⑧	川登	大坪	686の1の一部、686の2の一部、687の一部、688の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部	川登	丹蔵
⑨	川登	大坪	707の一部、708、709の1の一部、709の2の一部、710の1、710の2の一部、711、712、713の一部、719の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	川登	唄原
⑩	川登	中牟田	1019の一部、1020の一部、1098の一部、1099の一部及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部	川登	井手口

番号	変更前 の大字	変更前 の字	区 域	変更後 の大字	変更後 の字
⑪	川登	井手口	1104の1から1104の4まで、1105、1106の1から1106の3まで、1108の1、1108の2、1109の1の一部、1109の2の一部、1110の1の一部、1110の2、1110の3、1111の1の一部、1111の2の一部、1112の1の一部、1112の2、1112の3の一部、1113から1115までの各一部、1123の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに1117の1に隣接する道路、水路である公有地の全部	川登	中牟田
⑫	川登	上中楽	1245の1の一部、1245の2の一部、1246及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	川登	唄原
⑬	川登	上中楽	1245の1の一部、1245の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	川登	大坪
⑭	川登	中牟田	字上中楽1245の1に隣接する水路である公有地の一部	川登	大坪
⑮	川登	新谷	1280の1の一部及びこれに隣接する道路、水路である公有地の全部	川登	下中楽
⑯	川登	池浦	1308の2の一部及びこれに隣接する道路である公有地の全部並びに1308の2の地先の道路である公有地の一部	川登	新谷
⑰	川登	下中楽	1309の1の一部及び字唄原1386の2に隣接する道路である公有地の一部	川登	新谷
⑱	川登	池浦	字下中楽1309の1に隣接する道路である公有地の一部	川登	下中楽
⑲	川登	下中楽	1368の一部、1370から1372までの各一部、1379の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部、字唄原1385の1、1411に隣接する公有地の一部	川登	唄原
⑳	川登	唄原	1384、1385の1の一部、1385の2、1386の1の一部、1386の2の一部、1410の1の一部、1410の2の一部、1411の一部、1413の1の一部、1414の3の一部、1446の1の一部、1446の3の一部、1447の1、1447の3の一部、1449の1の一部、1449の2の一部、1450、1451、1452の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	川登	下中楽
㉑	川登	唄原	1386の1の一部、1386の2の一部、1387の2の一部、1387の3の一部、1387の4、1387の5、1388の1の一部、1388の2、1390の1の一部、1390の2、1391の1の一部、1391の2、1391の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	川登	新谷

番号	変更前 の大字	変更前 の字	区域	変更後 の大字	変更後 の字
㉒	川登	唄原	1395の一部、1419の一部、1422から1427まで、1427の2、1428から1434まで、1435の一部、1437の1の一部、1438の一部、1439の一部、1440、1441の一部、1440の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部	川登	大坪
㉓	川登	日渡	1462の1の一部、1522の1の一部、1523の1の一部、1524の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部	川登	下中楽
㉔	川登	唄原	字日渡1524の1、1524の3、1526、1527の1に隣接する道路である公有地の一部	川登	日渡
㉕	川登	唄原	字日渡1527の1に隣接する道路である公有地の一部	川登	丹蔵
㉖	川登	日渡	1527の1の一部、1530から1532までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	川登	丹蔵
㉗	川登	日渡	1542の一部、1543の一部及びこれらに介在する道路、水路である公有地の全部	川登	後田
㉘	川登	日渡	1543の一部、1544の1から1544の4までの各一部、1544の5、1544の6の一部、1545の1の一部、1557の1の一部、1557の2、1558の一部、1559の2の一部及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部並びに1563の地先の道路である公有地の一部	川登	平原
㉙	川登	平原	1606の3、1614の3の地先の道路である公有地の一部、1623の4の地先の道路である公有地の一部	川登	日渡
㉚	川登	平原	1627の1から1627の3までの各一部、1628の一部、1628の2の一部、1628の3、1629の一部、1630の1の一部、1630の2の一部、1633の5の一部、1633の6の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字日渡1543に隣接する道路である公有地の全部	川登	後田
㉛	川登	平原	1633の4の一部、1633の5の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	川登	畠田



換地予定図



令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第8号）資料

1 蔡入出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)
			国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	コミュニティ助成事業費	2,500			2,500	
	ふるさと応援寄附金推進費	114,099			79,654	34,445
	メディア交流館運営費	480				480
	小岱工芸館運営費	242				242
	みどり蒼生館運営費	344				344
	荒尾市制80周年記念事業費	2,966			2,966	
	荒尾総合文化センター管理費	6,328				6,328
	産休・育休代替職員任用（収納課）	361				361
2 款計		127,320			85,120	42,200
3 民生費	介護保険特別会計繰出金	266				266
	住居確保給付金事業費	4,384				4,384
	生活困窮者自立相談支援事業費	886				886
	潮湯運営費	473				473
	介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費	249,790	185,356			64,434
	自立支援医療費支給事業費	14,424				14,424
	相談支援給付費等支給事業費	5,532	3,149			2,383

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			国県支出金	地方債	その他		
			一般財源				
	障害者補装具給付費	2,330				2,330	□令和2年度国県負担金の精算 ・返還金 2,330
	訪問入浴サービス事業費	547	348		82	117	□訪問入浴サービス事業の利用増による ・事業運営委託料 547 (財源) ・利用料 82 ・国庫補助金 232 ・県補助金 116
	放課後児童健全育成事業費	3,520				3,520	□令和2年度国庫補助金の精算 ・返還金 3,520
	特別保育事業費	5,838				5,838	□令和2年度国庫補助金の精算 ・返還金 5,838
	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費	5,937				5,937	□令和2年度国庫補助金の精算 ・返還金 5,937
	ひとり親世帯臨時特別給付金事業費	8,349				8,349	□令和2年度国庫補助金の精算 ・返還金 8,349
	医療的ケア児保育支援事業費	2,400	1,800			600	□保育所等における医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制整備補助 ・医療的ケア児保育支援事業補助金 2,400 (財源) ・国庫補助金 1,200 ・県補助金 600
	児童扶養手当事務費	500				500	□低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業の実施による ・消耗品費 200 ・郵便料 300
	児童扶養手当支給事業費	38,100				38,100	□低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業の実施による ・扶助費 38,100
	子ども医療費助成事業費	29,600	2,812			26,788	□子ども医療費助成件数の増による ・扶助費 29,600 (財源) ・県補助金 2,812
	児童福祉総務費(人件費)	500				500	□低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業の実施による ・時間外手当 500
	児童手当制度改正実施円滑化事業費	2,634	2,634				□特例給付の見直し(令和4年10月支給分～)等に伴う事務経費及びシステム改修 ・消耗品費 300 ・印刷製本費 200 ・郵便料 330 ・児童手当システム改修委託料 1,804 (財源) ・国庫補助金 2,634
	児童手当制度改正実施円滑化事業費(時間外手当)	100	100				□特例給付の見直し等に伴う職員人件費 ・時間外手当 100 (財源) ・国庫補助金 100
	母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費	3,562				3,562	□令和2年度国庫補助金の精算 ・返還金 3,562
	ひとり親家庭等支援事業費	908			840	68	□寄附金を活用した小学校6年生及び中学校3年生のひとり親家庭等の子どもへの学習支援(図書カード支給) ・記念品賞品 840 ・郵便料 68 (財源) ・寄附金 840
	子育てのための施設等利用事業費	7,396				7,396	□令和2年度国県負担金の精算 ・返還金 7,396

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
	生活保護総務費（産休・育休代替職員任用）	716			716	□会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 582 ・健康労働保険料 112 ・費用弁償 22	
	生活保護適正実施推進事業費	1,605			1,605	□令和2年度国庫補助金の精算 ・返還金 1,605	
	生活保護費	54,274			54,274	□令和2年度国庫負担金の精算 ・返還金 54,274	
	3款計	444,571	196,199		922	247,450	
4 衛 生 費	複合健診事業費	5,170	3,116		2,054	□複合健診結果の利活用に向けた情報標準化整備に伴うシステム改修 ・健康管理システム改修委託料 5,170 (財源) ・国庫補助金 3,116	
	塵芥処理費	1,092			1,092	□会計年度任用職員2人任用 ・非常勤職員報酬 916 ・健康労働保険料 150 ・費用弁償 26	
	4款計	6,262	3,116		3,146		
6 農 林 水 產 業 費	耕地費	17,443			17,443	□生産施設助成金申請増への対応 ・生産施設助成金（道路） 6,184 ・生産施設助成金（水路） 11,259	
	6款計	17,443			17,443		
7 商 工 費	地域観光振興費	550			550	□あらお梨の花元気ウォーク開催補助 ・あらお梨の花元気ウォーク補助金 550	
	万田坑・炭鉱館管理費	4,362			4,362	□新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填 ・指定管理委託料 4,362	
	世界遺産修復・公開・活用事業費	12,888	4,365	6,700	1,823	□追加工事の発生等による ・特別旅費 △182 ・工事施工に伴う委託料 △22 ・工事請負費 13,092 (財源) ・国庫補助金 5,945 ・県補助金 △1,580 ・観光施設整備事業債 6,700	
	7款計	17,800	4,365	6,700	6,735		
8 土 木 費	道路維持費（会計年度任用職員任用）	513			513	□会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 425 ・健康労働保険料 75 ・費用弁償 13	
	道路新設改良事業費（人件費）			△ 5,000	5,000	□起債対象事業の組替え (財源) ・海岸保全事業債 △5,000	
	社会資本整備総合交付金事業費（荒尾港海岸堤防）	5,000		5,000		□起債対象事業の組替え ・普通旅費 36 ・消耗品費 3,532 ・燃料費 696 ・手数料 165 ・使用料 98 ・借上料 473 (財源) ・海岸保全事業債 5,000	
	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	45			45	□特別会計人件費補正による ・南新地土地区画整理事業特別会計繰出金 45	
	8款計	5,558			5,558		

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
10 教 育 費	中央公民館管理費	308			308	□新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填 ・指定管理委託料 308	
	運動公園管理費	2,240			2,240	□新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填 ・指定管理委託料 2,240	
	10款計	2,548			2,548		
11 災 害 復 旧 費	現年農林水産災害復旧事業費	13,000			13,000	□集中豪雨による災害復旧費 ・修繕費 13,000	
	11款計	13,000			13,000		
	款 合 計	634,502	203,680	6,700	86,042	338,080	
各款職員等人件費		△ 3,763	△ 343	△ 13	△ 3,407	(財源) ・国庫補助金 △229 ・県補助金 △114 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業受託収入 △13	
補 正 額		630,739	203,337	6,700	86,029	334,673	
						一般財源 ・普通交付税 106,711 ・特別障害者手当等給付費国庫負担金 (過年度分) 44 ・児童扶養手当国庫負担金(過年度分) 15,366 ・障害者介護給付費国庫負担金(過年度分) 16,892 ・高齢障害福祉サービス費国庫負担金 (過年度分) 223 ・相談支援給付費等国庫負担金(過年度分) 156 ・療養介護医療費支給事業費国庫負担金 (過年度分) 1,385 ・地方創生臨時交付金 6,909 ・低所得の子育て世帯生活支援特別給付 金給付事業費国庫補助金(ひとり親世帯 分) 48,100 ・低所得の子育て世帯生活支援特別給付 金給付事業費国庫補助金(ひとり親世帯 分) 1,000 ・障害者介護給付費県負担金(過年度 分) 8,446 ・高齢障害福祉サービス費県負担金(過 年度分) 111 ・相談支援給付費等県負担金(過年度 分) 78 ・療養介護医療費支給事業費県負担金 (過年度分) 692 ・ふるさと応援寄附金 200,000 ・財政調整基金織入金 44,926 ・繰越金 38,379 ・臨時財政対策債 △154,745	
補正前の額		25,048,695	6,931,441	841,600	1,503,832	15,771,822	
合 計		25,679,434	7,134,778	848,300	1,589,861	16,106,495	

荒尾市ウェルネス拠点（仮称）整備運営事業に係る債務負担行為補足説明資料

1 VFM算定結果

単位:千円

項目		従来方式	PFI(BTO)方式 起債あり
公共の財政負担額	現在価値化前	3,673,044	3,598,848
	現在価値化後	3,407,669	3,250,504
VFM	現在価値化前	金額	74,195
		割合	2.02%
	現在価値化後	金額	157,165
		割合	4.61%

従来方式とPFI方式との比較

項目		従来方式	PFI(BTO)方式 起債あり
起債調達額		999,300	899,400
交付金		1,075,522	967,970
使用料収入		410,448	418,502
市税相当分		0	3,568
公共の収入	(1)	2,485,269	2,289,441
施設整備費	施設整備費	3,151,000	—
	〃 に係る消費税及び地方消費税	315,100	—
	税込み	3,466,100	—
	サービス購入料(施設整備費相当) 小計	—	3,119,479
	〃 に係る消費税及び地方消費税 <small>※一括支払分に係る消費税</small>	—	178,569
	サービス購入料(施設整備費相当)	税込み	—
	指定管理料(開業準備費)/サービス購入料(開業準備費相当)	10,344	9,877
	税込み	1,429,401	1,416,651
	〃 に係る消費税及び地方消費税	142,940	141,665
	指定管理料/サービス購入料(維持管理・運営費相当)	税込み	1,572,341
小計※予定価格ベース	税込み	5,048,785	4,866,241
その他経費		74,788	90,750
起債元本償還分		999,300	899,400
起債金利償還分		35,441	31,897
公共の支出	(2)	6,158,314	5,888,288
公共の財政負担額	現在価値化前(=②-①)	3,673,044	3,598,848
	現在価値化後	3,407,669	3,250,504
※端数処理により、合計が一致しない場合がある。			交付税措置後
			3,057,219

2 あらお海陽スマートタウンの経済波及効果の推計

		あらお海陽スマートタウン全域
想定する施設		荒尾市ウェルネス拠点施設(仮称)、温浴施設、宿泊施設(ホテル)、運動施設、アウトドア施設、芝生広場、馬事文化施設、商業施設、宿泊施設(リゾート系)、住居(戸建て・マンション)及び公共広場・公園
①人口等の増加	居住者の増加	1,000人
	うち、市外からの転入者	500人
	就業者の増加	340人
	うち、市内在住者	171人
	延べ訪問者数	619万人/年
②経済波及効果 (建設段階)	波及効果	458億4,300万円
	就業誘発効果	4,926人
	税収効果※(市税及び国県交付金等)	9億3,400万円
③経済波及効果 (運営段階)	波及効果	482億200万円/年
	就業誘発効果	6,169人
	税収効果※(市税及び国県交付金等)	8億5,400万円/年
計(②+③)	波及効果	940億4,500万円
	就業誘発効果	11,095人
	税収効果※(市税及び国県交付金等)	17億8,900万円

※税収効果は、熊本県の経済波及効果分析ツール(【ツール5】税収効果)を活用し、市税及び経済活動関連交付金について推定している。

※端数処理により、合計が一致しない場合がある。

※建設段階の経済波及効果(②)は、想定する施設が同時に建設された場合を仮定した試算

※運営段階の経済波及効果(③)は、想定する施設が全て開業された後の単年度ごとの試算

令和3年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
7款 繰越金	繰越金	1	5,204	5,205	令和2年度決算剩余金 (60,184千円のうち5,204千円 計上)
その他		7,087,571	0	7,087,571	
	歳入合計	7,087,572	5,204	7,092,776	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
9款 諸支出金	償還金	10	5,204	5,214	精算に伴う令和2年度特定 健康診査等負担金返還金
	その他	4,173	0	4,173	
	計	4,183	5,204	9,387	
その他		7,083,389	0	7,083,389	
歳出合計		7,087,572	5,204	7,092,776	

議第77号資料

令和3年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第3号）資料

<保険事業勘定>

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	919,164	4	919,168	職員手当等の変更に伴う増額
	その他	87,665	0	87,665	
	計	1,006,829	4	1,006,833	
4款 国庫支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	55,438	6	55,444	職員手当等の変更に伴う増額
	その他	1,552,166	0	1,552,166	
	計	1,607,604	6	1,607,610	
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	27,719	3	27,722	職員手当等の変更に伴う増額
	その他	802,209	0	802,209	
	計	829,928	3	829,931	
9款 繰入金	職員給与費等繰入金	51,392	261	51,653	共済費の変更に伴う増額
	地域支援事業繰入金 (総合以外)	27,725	5	27,730	職員手当等の変更に伴う増額
	その他	1,018,761	0	1,018,761	
	計	1,097,878	266	1,098,144	
その他		1,577,043	0	1,577,043	
歳入合計		6,119,282	279	6,119,561	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	116,726	279	117,005	職員手当等の変更に伴う増額
	その他	62,214	0	62,214	
	計	178,940	279	179,219	
その他		5,940,342	0	5,940,342	
歳出合計		6,119,282	279	6,119,561	

2号補正後の介護保険特別会計予算は6,149,379千円で、その内訳は、保険事業勘定6,119,282千円、介護サービス事業勘定30,097千円となります。

今回の3号補正により、保険事業勘定を279千円増額しますので、3号補正後の介護保険特別会計予算は6,149,658千円となります。

令和3年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰入金	一般会計繰入金	110,945	45	110,990	職員手当等の変更に伴う増額
その他		944,468	0	944,468	
	歳入合計	1,055,413	45	1,055,458	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	93,975	45	94,020	職員手当等の変更に伴う増額
その他		961,438	0	961,438	
	歳出合計	1,055,413	45	1,055,458	

大牟田・荒尾清掃施設組合規約の変更について

1 変更理由

大牟田・荒尾清掃施設組合は、令和10年4月の供用開始に向けて新ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）の整備を進めている。現在、当該施設の建設に係る荒尾市と大牟田市が負担する経費の算定方法については、建設済みのごみ処理施設に関するものとなっている。そのことから、新施設建設に要する経費について、現況に合った人口及び搬入量により算定するため、規約を変更するものである。

2 変更内容

(1) 人口割

ごみ処理施設の建設に要する経費に係る人口割については、平成5年度又は平成20年度における関係市の計画収集人口により算定するものとされており、現在の人口とはかい離しているため、負担金の属する会計年度の前年度の10月1日現在の住民基本台帳の人口により算定するよう変更を行う。

(2) 処理量割

ごみ処理施設の建設に要する経費に係る処理量割については、平成5年度又は平成20年度における関係市の計画搬入量により算定するものとされており、現在の処理量とはかい離しているため、負担金の属する会計年度の初日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの関係市の実績搬入量により算定するよう変更を行う。

3 施行期日

総務大臣へ届出をした日

4 適用区分

令和3年度の関係市負担金から適用する。

大牟田・荒尾清掃施設組合規約の一部を改正する規約 新旧対照表

別表	現 行		改 正		後	
	区分		負担割合		負担割合	
	均等割	人口割	均等割	人口割	均等割	人口割
施設の建設に要する経費	10%	40%	50%	—	—	50%
施設の管理運営に要する経費	—	—	100%	—	—	100%
議会関係及び総務関係に要する経費	—	—	—	—	—	—

(注) 1 略
 2 人口割の人口は、ごみ焼却場については昭和69年度における関係市の計画収集人口数とし、ごみ燃料化施設については平成20年度における関係市の計画収集人口数とする。
 3 処理量割の処理量は、次の区分による。

(注) 1 略
 2 人口割の人口は、負担金の属する会計年度の前年度の10月1日現在の住民基本台帳の人口による。
 3 処理量割の処理量は、負担金の属する会計年度の初日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの関係市の実績搬入量とする。

(ア) 施設の建設に要する経費にあつては、ごみ焼却場については昭和69年度における関係市の計画搬入量とし、ごみ燃料化施設については平成20年度における関係市の計画搬入量とする。

(イ) 施設の管理運営に要する経費にあつては、前年の1月1日から12月末までの関係市の実績搬入量とする。
 ただし、初年度については、当該年度における関係市の計画搬入量による。

付 則

この規約は、総務大臣への届出の日から施行し、この規約による改正後の大牟田・荒尾清掃施設組合規約別表の規定は、令和3年度の関係市(同規約第2条に規定する関係市をいう。)の負担金から適用する。